

第2期戸沢村地域福祉計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

第2期戸沢村地域福祉計画策定業務に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容については次のとおりとする。

1. 目的

戸沢村では「第1期戸沢村地域福祉計画」が令和8年度で終了することから、令和9年度を初年度とする「第2期戸沢村地域福祉計画」の策定をすることとしている。次期計画の策定にあたっては、アンケート調査、データの収集分析、村の現状・課題の把握など、客観的かつ専門的な分析や計画立案など民間の高度な専門的知識やノウハウを有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する公募型プロポーザルを実施する。

2. プロポーザルの概要

公募型プロポーザル方式により、受託候補者を選定する。

3. 事業の概要

(1) 業務名

第2期戸沢村地域福祉計画策定業務

(2) 業務内容

別紙1「第2期戸沢村地域福祉計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 発注者

戸沢村長 加藤 文明

(5) 業務委託費上限額

4,900,000円（消費税及び地方消費税含む）

※提案はこの金額を超えないものとする。

(6) 契約方法

プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約とする。

4. 参加資格要件等

本プロポーザルに参加をしようとする者は、当該事業を的確に遂行する能力を有する事業者であり、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない。

(2) 過去5年間（令和2年度～令和6年度）に契約締結した業務において、地方公共団体

の地域福祉計画等の策定業務の契約実績（地方公共団体から元請け受注したもの）を有する（策定支援全体の実績であり、アンケート調査、印刷など業務の一部のみの実績は認めない）。

- （３）公告の日から契約締結までの間に、国、山形県及び戸沢村から指名停止等の措置を受けていない。
- （４）破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続きの申立て、会社更生（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てがされていない。
- （５）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団及びその構成員でない者であること。
- （６）本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- （７）本業務を一括再委託しない者であること。
- （８）戸沢村で行う打ち合わせ等に出席できること。

５．プロポーザル実施スケジュール ※日程は変更する場合があります。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	令和 7 年 7 月 9 日（水）【ホームページに掲載】
質問書の提出期限	令和 7 年 7 月 1 5 日（火）午前 9 時 00 分まで
質問書への回答	令和 7 年 7 月 1 6 日（水）午後 5 時 00 分まで
参加申込書・企画提案提出書	令和 7 年 7 月 1 8 日（金）午前 9 時 00 分まで（必着）
プレゼンテーション審査	令和 7 年 7 月 2 5 日（金）から 8 月 1 日（金）までのうち 1 日（予定）
選考結果通知	令和 7 年 8 月初旬（予定）
契約締結	

６．審査・選定等

企画提案書等の提出のあった者によるプレゼンテーション、ヒアリング等を行い、これに対し審査（総合評価）を行い、受託候補者 1 社を選定する。なお、参加事業者が 1 社の場合でも、審査は成立するものとする。

（１）質問及び回答

質問書（様式第 2 号）により行うこととし、原則、口頭による質問は受け付けない。

- ・提出期限 令和 7 年 7 月 1 5 日（火）午前 9 時 00 分
- ・提出方法 質問書を作成し、電子メール又は F A X で提出すること。
- ・回答方法 質問に対する回答は 7 月 1 6 日（水）までに、戸沢村ホームページに掲載する。なお、回答内容は本実施要領等の追加又は修正とみなす。また、提

出書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるため受け付けない。

(2) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する者は、次の要領で参加申込書（様式第1号）を提出する。

- ・提出期限 令和7年7月18日（金）午前9時まで
- ・受付時間 平日 午前8時30分から午後5時00分まで
- ・提出方法 持参又は郵送による（必着）

(3) 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、次の要領で前項の参加申込書に加え、企画提案書類等を正本1部、副本1部を提出する。なお、正本1部には企画提案提出書（様式第3号）を添付する。

・提出書類

① 企画提案書（任意様式）

仕様書に示す内容に沿って企画提案書（任意様式）を作成してください。

② 業務工程表（任意様式）

作業項目ごとに示した工程表を作成してください。

③ 業務実施体制調書（任意様式）

本業務における契約締結後の体制並びに担当者等について記載してください。

④ 業務実績書（任意様式）

過去5年以内（令和2年3月から令和7年3月まで）の地域福祉計画の策定もしくは改定の契約実績について記載してください。

⑤ 見積書（任意様式）

積算根拠を明確にした見積内訳書を添付してください。

⑥ その他関係書類

会社の概要についてわかるものがあれば添付してください。

※戸沢村入札参加資格名簿に登載されていない者については、納税証明書（法人税・消費税等・地方消費税）の写し、定款を添付。

(4) 企画提案書等の審査

提出された書類に基づき、企画提案書の内容に関するプレゼンテーション審査を行う。なお、4社以上の参加があった場合は、事前審査を行い、上位3社がプレゼンテーション審査へ進むものとする。

- ・審査実施 別途案内する日程で戸沢村役場においてプレゼンテーションを行う。

電子黒板型大型提示装置は本村で準備するが、それ以外のパソコン等の機器は持参のこと。

1事業者20分とし、質疑応答は、10分以内とし、提出書類以外の追加資

料は認めない。参加申込書の受付順で行う。審査は非公開とし、選考内容に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

- ・評価基準 村で定める審査要領により評価する。
- ・結果通知 審査結果は、提案者全員に文書で通知する。
審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

7. その他

(1) 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・この要領に定める手続き以外の手法により、事業担当課等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合。
- ・提出期限後に書類の提出があった場合。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ・本要領に違反する表現をした場合。
- ・その他事業担当課等が本要領に違反すると認めた場合。

(2) 業務の契約

審査の結果、決定された契約予定者とさらに業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、正式に決定したうえで、随意契約の方法により契約を締結する。なお、第一優先交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、次点とされた者と交渉する場合がある。

(3) 留意事項

- ・本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- ・企画提案書は、1社1案とする。
- ・本プロポーザルの手続きに使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ・提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・本事業の成果物等にかかる権利は、戸沢村に帰属する。

8. 事業担当課（書類等提出先）

戸沢村 健康福祉課 福祉係

〒999-6401 山形県最上郡戸沢村大字古口 270

TEL : 0233-72-2364

FAX : 0233-72-2116

Email : kenko1@vill.tozawa.yamagata.jp

HP : <http://www.vill.tozawa.yamagata.jp>